

令和元年9月20日（金）  
15時00分～17時00分  
旧文部省庁舎2F文化庁第2会議室

〔出席者〕

- （委員）石井委員，井上委員，大木委員，金田委員，神吉委員，戸田委員，野田委員，浜田委員，松岡委員，南田委員，村田委員，毛受委員，結城委員（計13名）  
（文化庁）高橋国語課長，津田日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第95回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について
- 3 日本語教育能力の判定に関する検討事項
- 4 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況
- 5 日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき台

〔参考資料〕

- 1 日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方等
- 2 教育実習について（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」抜粋）
- 3 教育実習の受講のイメージ（案）議論のためのたたき台
- 4 令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求の概要

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）（平成25年2月18日）
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（リーフレット）（平成25年2月18日）
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）（平成26年1月31日）
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版（平成31年3月4日）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 野田座長から日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況について報告があった。
- 3 日本語教育能力の判定についての意見交換を行った。
- 4 事務局から令和2年度文化庁の日本語教育関連概算要求について説明を行った。
- 5 次回の日本語教育小委員会は12月23日（月）に行うことを確認した。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

第96回日本語教育小委員会を開会します。

資料1の前の議事録ですが，御確認いただいて，修正箇所があれば，1週間後，9月27日の金曜日まで，事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。

それでは，議事に入ります。一つ目は日本語教育能力の判定についてです。本日は，日本語教育能力の判定に関するワーキンググループにおける検討の御報告を頂き，その内容について審議

を行うことを予定しています。ワーキンググループの皆様には短い期間に濃密な議論をしていただきました。9月9日に最終のワーキンググループが開催され、本日最終報告を頂くこととなります。日本語教育能力の判定に関する検討事項のうち、前回に引き続いて、「5. 教育実習について」から「11. 日本語教師の資格の社会的な位置付け」まで、七つ検討事項、本日の議題となっております。かなりタイトなことになると思いますが、進行にもどうぞ御協力お願いいたします。審議時間が限られておりますので、なるべく円滑に進めたいと思っております。

では、日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの座長である野田委員より御報告をお願いいたします。

## ○野田副主査

それでは、日本語教育能力の判定に関するワーキンググループから、日本語教育能力の判定に関する検討状況について御報告いたします。

検討事項1から4については前回の小委員会で御了承いただいておりますので、本日は前回御意見いただきました検討事項5の教育実習から、検討事項11まで御報告いたします。なお、検討事項11. 日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当かについては、前回ワーキンググループで新たに追加して検討を行ったものです。

それでは、資料4の10ページを御覧ください。教育実習の(3)教育実習の要件・指導項目は「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に示された内容でよいかについて、丸が付いているものは小委員会で既に御了承いただいておりますが、前回の日本語教育小委員会での御意見を踏まえ、六つのポツの項目を追加いたしました。

まず一つ目のポツですが、教育実習の対象者については、日本語を母語としない者を要件とすることとしてはどうかと考えております。

二つ目としまして、指導時間については、実際の日本語教育現場の指導時間の単位である1コマ(45分程度)以上の指導を経験することが適当ではないかといたしました。

三つ目としまして、クラス形式の授業を経験することを要件とするということです。単なるクラス形式ではなく、教育理念に基づき策定されたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を教育実習の現場として活用することを提案しております。

次、11ページになりますが、四つ目のポツです。クラス形態の人数ですが、5名以上を要件としてはどうかと考えております。これは現在の文化庁の届出受理日本語教師養成研修の基準を目安としております。

五つ目ですが、教育実習としては、留学生や生活者としての外国人あるいは就労者などの対象別、レベル別、科目別の指導経験をえられるようにすることが望ましいとしております。

六つ目としまして、メディアを利用した遠隔による教育実習については、まず対面による教育実習の共通基準を整備すべきであることから、採用しないこととしてはどうかといたしました。ただ、将来的な実施に向けて今後検討が必要であるということも記載しております。

教育実習については、以上の点を追加いたしました。

次に、6. その他の要件について御報告いたします。13ページになります。

(1) 学歴や科目履修等についてですが、こちらは既に学士を要件とすることとして、丸で記載の五つの観点はこの小委員会でも了承いただいたものを再掲しています。加えて、最後のポツとして、学校教育においては、小学校・中学校の教員が短期大学卒業者でも教員免許が得られる体制であるのに対して、高等学校の教員には学士要件が求められていることを考慮しまして、日本語教育の対象者が高校卒業以上の18歳以上、社会人などが多いことが想定されることから、日本語教師においても学士以上が相当ではないかという観点を追記しております。

(2) 資格の登録要件として、年齢・国籍・母語は問わないこととして良いかについては、登録要件を満たしていれば、問わないこととして良いのではないかと考えております。

続きまして、14ページの7. 経過措置です。

(1) 現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者について、どのような措置を行うことが適当か、(2) 資格制度への移行に伴い、何らかの条件を設けるかについてです。

ワーキンググループとしましては、一つ目のポツにありますように、現行の告示基準を満たす者については、一定の移行期間を設けて公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当ではないかと考えております。

二つ目ですが、これはあくまでも望ましいということで書かせていただいたものなのですが、法務省告示基準の教員要件を満たす者のうち、教育実習を履修していない者や実務経験がない方については、登録要件として、教育実習を履修することが望ましいとしています。

次に、15ページの8. 試験の一部免除の導入の可能性についてです。

(1) の資格要件として試験受験を必須とすることについては、日本語教育の質の確保に配慮した制度設計を想定する必要があることから、原則として、公認日本語教師となるためには試験受験を条件とすべきとしております。

(2) 試験の一部免除を導入するかについてですが、これは15ページから16ページに掛けて記載していますように、三つの意見に分かれました。それぞれの意見を記載しております。読み上げは事務局をお願いしまして、その後、ワーキンググループとしての方向性を述べたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○増田日本語教育専門職

15ページを読み上げます。試験の免除は行わないこととしてはどうかの御意見です。

一つ目です。試験の一部免除は行わず、公認日本語教師となる者は、一律に試験を受け合格した者とすべきではないか。

二つ目。大学の日本語教師養成課程については、教育内容を含めて大学の裁量に任されており、ばらつきが大きい現状があることから、主専攻の課程に対して試験免除とすることは、資格の質の観点から適切ではないのではないかと。

三つ目です。主専攻を試験免除にすることについては、教員免許や他の国家資格の試験免除となる課程に比べ、時間数が短過ぎるのではないかと。

四つ目。大学の主専攻は、必ずしも実践家としての日本語教師を養成することを目指すものばかりではないことから、一律に試験免除とすることには問題があるのではないかと。

五つ目。一定の質を担保する観点から試験受験を原則とする以上、全部免除は行うべきではないのではないかと。

六つ目。公的な資格として位置付けるのであれば、試験受験者に対する公平性の観点から特定の機関・団体を優遇することなく、等しく開かれた制度とすることが必要ではないかと。

最後です。試験免除については、公認日本語教師制度開始後、試験合格率や日本語教師としての就職率等の実績を踏まえつつ慎重に検討していくことが適当ではないかと。

16ページです。試験の一部免除を検討してはどうかという御意見です。

一つ目。文化庁届出受理日本語教師養成研修については、一定の質が担保されていると考えられることから、一部免除として良いのではないかと。

二つ目。シニアや育児を終えた女性など、多様な背景を有する者が日本語教師として活躍することが想定されることから、日本語教師の養成には多様なルートを確保しておくことが重要である。中でも文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了生の多くが法務省告示日本語教育機関の教員となっているという実績もあることから、一部免除を検討するのが適当ではないかと。

三つ目。大学(主専攻・副専攻)も文化庁届出受理日本語教師養成研修においても、必須の教育内容を踏まえた教育内容が最低限実施されていることを確認できる場合は、試験の一部免除を検討して良いのではないかと。

四つ目。一部免除の範囲にもよるが、必須の教育内容のうちの基礎的な要素に関する問題についてのみ、免除を行い、より深い内容や周辺知識を問う問題等は、公認日本語教師としての資質・能力を担保する観点から試験を受けるということが適当ではないか。

最後です。従来の法務省告示基準の教員要件を満たす課程については、現職日本語教師を輩出してきた実績に配慮する観点から、試験のうち、基本的な知識を問う問題については一部免除とすることが相当ではないか。

次です。試験の全部免除を検討してはどうかという御意見です。

一つ目です。大学の場合、主専攻45単位以上と副専攻26単位以上とがある。両方を同一条件にするのは適当ではないのではないかと。主専攻修了者は、試験免除としてはどうか。

二つ目です。資格の制度を構築する上で、大学において将来的な日本語教育の研究者層の厚み・深みを生み出し、日本語教育の実践的・学問的な位置付けを高めていくことについても考慮すべきではないか。

三つ目。公認日本語教師になる者は、今後、教員免許と同様に、大学の主専攻で養成されるようにしていくことが望ましいことから、大学の主専攻は試験免除としてはどうか。

四つ目。日本語教師の養成に係る昭和60年報告「日本語教員の養成等について」からの歴史を踏まえ、主専攻の位置付けを正当に評価する必要があるのではないかと。

最後です。大学の日本語教師養成課程に対して教職課程に準じて課程認定した上で、試験免除としてはどうか。以上でございます。

## ○野田副主査

ありがとうございます。この検討項目に関しましては、ワーキンググループで2回の検討を行いまして、長時間にわたって様々な観点から審議を行いました。今御覧いただいたように三つの意見に分かれているのですが、ワーキンググループとしましては、初めての資格の制度設計として、日本語教師養成の現状にも配慮して、次のような結論を報告したいということになりました。つまり、原則として試験受験を資格の登録要件とした上で、一定の質が担保された大学の日本語教師養成課程、それから文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関が既に多くの日本語教育人材を輩出している現状も踏まえ、試験の免除を検討することが適当ではないかということで、そのような結論を御報告させていただきます。

これは、大学や文化庁届出受理研修を受けずに、独学等で試験に合格する方との差別化を図るものです。大学の主専攻・副専攻、文化庁届出受理日本語教師養成研修等は、その教育内容や教育効果、実績なども踏まえた上で、今後、試験の一部免除を検討すべきだと考えております。

後ほど御議論いただきまして、またワーキンググループの委員の皆様からも、御意見がありましたら、頂ければと思います。

それでは、次に進みます。18ページの9. 更新講習の考え方です。

公認日本語教師となった後のことです。(1)更新講習の仕組みの導入の可能性についてですが、上の四つの丸は再掲になりますので、割愛させていただきます。三つのボツについて御説明いたします。

一つ目は更新講習の目的です。「日本語教師が日本語教育の専門家として求められる資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、日本語学習者に質の高い日本語教育を提供できるようになることを目指すもの」としています。

二つ目は対象者です。公認日本語教師のうち、更新を希望する者としています。10年の有効期限を経過する前に、更新講習を受けることとしています。

三つ目は受講方法です。更新講習を必須とするならば、国内外どこでも受講できる仕組みを考える必要があるとしています。これは、例えば、放送や通信、eラーニングなどで、どこにい

でも受講できるような体制を作るということを意味しています。

(2) 更新講習の要件についてです。二つ目のポツにありますように、教員免許制度を参考に検討することが良いのではないかと考えています。

また、一番下ですが、原則として受講を義務とし、免除対象者は特に定めないこととしてはどうかと考えています。その上で、19ページのポツになりますが、更新講習の修了確認期限の延期を可能とすることについて、やむを得ない事情がある場合のことを定めておく必要があるのではないかと考えています。

(3) 教育内容については、時代や施策の変化に対応できるよう、基本的な知識をアップデートするために更新講習を受けるとし、必須の教育内容に準じた教育内容が設定されることが適当だと考えました。また、教員免許の更新講習の教育内容を参考に、必修・選択科目や単位時間の配分などについても、別途検討した上で、定める必要があると考えております。

(4) 講習実施機関・実施体制ですが、日本語教師養成課程を実施している大学や文化庁届出受理研修実施機関とすることが適当ではないか、更新講習実施機関とプログラムの内容を公表して、受講者が選択できる仕組みが必要であることなどを提言しております。

次に、20ページの10. 現職の日本語教師等に対する研修の推進・拡充についてです。今回は、日本語教師の養成修了段階を対象とした資格を検討しているわけですが、平成31年報告にもあるとおり、経験年数や活動分野、役割に応じて、日本語教師が求められる資質・能力を高めたいけるよう、研修の機会を確保していることが必要だと考えます。そして、二つ目ですが、研修を受けた日本語教師が、地方公共団体や学校等、日本語教育を実施する機関・団体において積極的に活用され、その活躍の場が広がることが望ましいと考え、提言として加えてはどうかと考えております。

最後に、21ページの11. 日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当かについてです。ワーキンググループとしましては、これまで議論してきた公認日本語教師を、専門性を担保する公的な資格として位置付ける必要があると考えます。具体的には、名称独占の国家資格として制度を設計することが適当ではないかと御提案いたします。資格には、業務独占と名称独占がありますが、業務独占とする場合は公認日本語教師以外は日本語教育ができなくなることとなりますので、公認日本語教師には名称独占という、公認日本語教師の資格を持つ者のみが公認日本語教師を名乗れるという形が適当と考えております。

以上、日本教育能力の判定に関する検討状況について御報告いたしました。よろしくお願いたします。

## ○石井主査

野田座長、ありがとうございます。前回の小委員会からの指摘を踏まえて再検討していただいた点について報告がありました。教育実習の内容に関して御意見をまずお伺いしたいと思います。

## ○金田委員

11ページの下から二つ目に、実習現場として「多様な教育現場に接する機会が得られるようになることが望ましい」と書いてあるのですが、これの意味を確認したいと思います。つまり、教育実習の実施機関が実習現場として用意できる場所はそれほど幅広くはないと思うのですが、一つの機関が複数の多様な日本語学習者に触れられるような実習現場を用意することが望ましいという意味か、あるいは、日本語教育機関のそれぞれがいろいろな形で実習現場として選択されるような体制を整えた方がいいということを伝えたいのか、ここが理解がしにくかったので、お伺いします。

### ○野田副主査

これはあくまでも「望ましい」としておりますので、こうしなければならないという規定ではないということをご理解いただきたいと思っております。その上で、一つの機関で複数のものが用意できるようであれば、その方が望ましいですし、全体としていろいろな機関でいろいろな活動分野で実習を行っているというのが広がっていけば、それはその方がいいという理解で私たちは考えています。

### ○金田委員

そのことと関連があると思うのですが、同じ11ページの上の方のポツ（中黒）の二つ目についてです。「教育実習は（中略）総合日本語や会話、読解などの科目別の指導経験をえられるようにすることが望ましい」と書いてあります。先ほどの御回答と同じように、望ましいということかもしれないのですが、限られた教育実習の期間に、例えばレベルが違うクラスを経験するとか、教壇実習として初級も上級も、あるいは会話も読解もやるというのは現実的には非常に難しいことではないかと思いました。教壇実習に関しては最低1コマ（45分）以上ということしか定めをしないのに、ここには教育実習の中でかなり多様な経験をすることが望ましいと書くことに相当な飛躍がある感じがします。そのあたりは、どういうふうに現場は理解していったらいいのか、お尋ねします。

### ○野田副主査

教育実習というのは教壇実習だけではなくて、例えば授業見学など、いろいろな形でいろいろな指導項目が含まれますね。教壇実習だけで、例えば1コマで、多様な内容を行うのは無理で、当然そういうことにはならないと思いますが、できるだけ幾つかの機会を用意することが望ましいと考えています。例えば授業見学の可能性があれば、教壇実習の活動分野とは別の場も経験できれば、その方が望ましいというような意味合いです。そんなに現状を無視しているわけではなく、いつもりなのですが。

### ○金田委員

そうすると、文言を、「指導経験をえられるように」というところは少なくとも修正しておいた方がよいと思います。

### ○野田副主査

そうですね。文言はもう少し、誤解を与えないようにした方がいいと今思いました。

### ○石井主査

今の御返答にもありましたが、文言は今後修正し直すというところがあると思います。そのあたりは事務局の方にお任せするとして、この件に関してはよろしゅうございますでしょうか。はい、金田委員。

### ○金田委員

10ページ目の一番下です。「教育実習としては」というところですが、「また」の後に「それ以外の授業形態（クラス授業やグループ、マンツーマン等）や」というようなことが書いてあります。「クラス形式の授業」と「クラス授業」が違うものとしてここでは書かれたのか、確認したいです。

○野田副主査

特に区別しているという気持ちはなかったのですが。

○金田委員

これは文言レベルの話ですが、「クラス授業や」は削っていいことですね。それ以外なので、あくまでも教壇実習，教育実習はクラス形式，クラス授業を経験するということですね。

○野田副主査

そうですね。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにいかがですか。松岡委員。

○松岡委員

教壇実習，教育実習と両方の文言が出ていて，今お話を伺っていると，教壇実習は5名以上のクラスで授業することを教壇実習と言っているのですね。

○野田副主査

はい。

○松岡委員

教育実習は見学なども含めてということで，そのあたりのことがそうだとということが分かるように定義をして，ここはもう一度整理していただいた方がいいのかなと感じました。

○野田副主査

はい。

○松岡委員

教壇実習というのは要件としてはこれであり，そのほかに教育実習はもう少し広く，このような要件があるということが分かるようにしないといけないと思います。

○野田副主査

そうですね。

○松岡委員

それから，児童・生徒で5名以上のクラスというのは集住地域では同じレベルであると思うのですが，それを教壇実習で経験したことをもって実習したと認定するというのでいいのでしょうか。子供が対象であっても，クラスで5名以上いて，カリキュラムがあって，それで教壇をやったということで，それで良いということですね。

○野田副主査

そうですね。そのどこかが問題になりそうですか。

○松岡委員

児童・生徒の場合と成人の場合と大きく違うのではないかと私自身は理解していたので，確認

しました。

**○野田副主査**

児童生徒であっても、特に教育実習の要件から外れるということはありません。

**○松岡委員**

分かりました。

**○石井主査**

それでは、文言の整理は事務局にお願いします。

続きまして、6. その他の要件の審議に移ります。13ページからでございます。学歴や履修科目等については学士以上が適当であるということが、5ページの2. 資格の名称・有効期限等の(2)資格取得(登録)の要件の審議の際に、小委員会において了承されております。そのことを補完する新たな意見が一つ追加されました。それから、(2)としては、公認日本語教師の登録要件としまして、年齢・国籍・母語というものは問わないこととしてはどうかという提案がございました。このことについて委員の皆様から御意見をお願いいたします。

**○金田委員**

13ページの一番下の、「例えば、未成年であっても、資格登録ができることとしてはどうか」とあるのですが、これは学士以上ということと食い違いがありませんか。少なくとも日本においては難しいですね。日本の大学で学士を未成年で取るというのは制度上、難しいと思うのですが。

**○野田副主査**

はい。そうですね。

**○金田委員**

海外の大学で飛び級して学士を持っているという人は未成年の可能性はあるのですが。

**○野田副主査**

これはわざわざ入れない方がよさそうですね。

**○金田委員**

そうと思いますが、いかがでしょう。

**○野田副主査**

とにかく要件さえ満たしていれば年齢を問わないということが言いたいだけです。これは誤解を与えるでしょうか。

**○金田委員**

ただ、年齢を問わないと書く必要があるのでしょうか。

**○松岡委員**

この年齢というのは、上限を設けないという意味で出されているのですか。

○野田副主査

上限も下限も、要件として入れないということです。

○石井主査

学士は要件として入れているので、先ほどおっしゃったように、日本の場合は二十歳以上でいいのですが、国籍を問わずとした場合に、学士の資格を二十未満で与えられている人がいないとは限らないというところまでは排除しない、という読み方だと私は理解していたのですが、どうでしょうか。国籍を問わないと言った限り、日本の制度に全部合わせなさいという話にはならないと思います。

○金田委員

そうすると、二つ上に「日本語教育の対象の多くが18歳以上であることから」ということも書いてあり、だから学士以上という要件を示したのに、年齢は未成年で18歳、19歳でも良いということがあると、学士以上にしたことの理由の一部と食い違いが発生しませんか。

○野田副主査

最後の1行はなくていいわけですね。その前でもう既に年齢を問わないというのは言っていますので、ここで外しても問題はないと思います。

○石井主査

ほかに御意見がないようでしたら、今の段階では、最後のところも、年齢のは入れないという形でお認めいただいたということでよろしいですか。ありがとうございます。

次ですが、7番の経過措置、資料14ページです。多くの現職日本語教師が、この検討事項について関心をお持ちだと思いますが、文化庁にも相当な問い合わせがあったと伺っています。これについて御意見、お願いいたします。

○毛受委員

法務省告示基準の教員要件を満たす者は適当だということなのですが、小・中学校の教員は、学士でなくても大丈夫ということでございますね。

○野田副主査

はい。

○毛受委員

教員で短大卒の方は、教員としては認められているけれども、日本語教師の資格はないということでもよろしいのですか。

○野田副主査

はい。公認日本語教師の資格は得られないということになります。

○毛受委員

得られない、教員の方々は、ここでいう教員要件を満たす者には該当するのでしょうか。

○野田副主査

経過措置としては、現在の告示基準を満たしていれば公認日本語教師として認められます。

○毛受委員

分かりました。ただ、今後は認められなくなるということですね。

○野田副主査

そうです。新たに資格を取ろうとした場合は、学士がないといけないということになります。

○毛受委員

今の時点で小学校の免許を短大卒で持っていらっしゃる方々でも、全て公認日本語教師になれるということですね。

○野田副主査

はい、告示基準を満たしていれば、ですが。

○毛受委員

分かりました。

○石井主査

それでは、次に移ります。8番の試験の一部免除の導入の可能性です。これまで資格要件については、5ページ、(2)の資格取得(登録)の要件の審議において、二つ目の丸にあるように「原則として何らかの試験で専門家としての日本語教師としての一定の知識を確認することが必要」ということを小委員会としても議論しております。ここはこれでよろしいかどうか。その上で、8の(2)のところ、一部免除を導入するかについても、ワーキンググループの中でも意見が分かれたと伺っています。先ほど座長から報告いただいたように、試験受験を原則としつつ、免除を検討する方向で御提案を頂いたと理解しています。御意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。

○松岡委員

試験の一部免除という部分ですが、読んでいくと、基礎的な知識については免除するように見えるのですが、試験の構成が基礎的な部分とそうではない部分に分かれて構成されるというイメージでしょうか。

○野田副主査

試験の具体的な構成はまだ決まっていないのですが、これが導入されれば、そのような構成の試験にしなければいけないということに当然なると思います。

○石井主査

このことについて、いかがでしょう。

○松岡委員

基礎的な内容というものがイメージしにくいと思いました。養成段階は、日本語教師の教育内容の中で本当に必須の基礎的な項目と理解しているので、どう分けるのか難しいのではないかと思います。

### ○金田委員

基礎的な要素とより深い内容や周辺知識を問う部分ということの区別が具体的でなく、なおかつ、試験の方法はこれから検討なさるとのことだと思っておりますが、具体的な方法も分からないまま、基礎的なことに関してだけ一部免除の方向で検討するということについて、判断が難しいとは思っています。恐らく基礎的といったときには、比較的知識中心の選択式で回答できるような事柄を指すと思うのです。しかし、もっと深く考えなければならないようなものと、恐らく1回の数時間で終わってしまう試験で判定ができるのか、想像がしにくくて、どのように行うんだろうかと思いました。

### ○石井主査

ワーキンググループでは具体的にどのように議論されていますか。

### ○野田副主査

細かい試験内容や方法については、今回のワーキンググループで検討する事項ではないと思いますので、細かい点については具体的には検討をしていません。もしも免除という形になるとしたら、当然、二つの部分に分けた設計にしなければいけないということ以上の具体的な検討はしていないということです。そこはワーキンググループでも試験方法がはっきりしないのでなかなか難しく意見が出しにくいとおっしゃる委員もいらっしゃいました。

### ○金田委員

考えて答えを出していくような事柄は、むしろ大学の時間を掛けて教育をする中で可能になっている部分かと思っております。今はどの大学も、アクティブに深く考えて、協働的に、対話的に授業を行うということに力を入れていると思うからです。本を見て勉強して試験に臨みました、文法に関しては、品詞名は分かっています、言葉の分類もできます、というような基礎知識は、それほどじっくり時間を掛けなくても、つまり、大学教育が責任を負わなくても、もしかしたらある程度はできることではないかと思っております。

もちろん一部免除の範囲や試験内容はこれから検討することだと思っておりますが、基礎的な事項を一部免除するという考えには私は賛同しかねます。

### ○石井主査

浜田委員、お願いします。

### ○浜田委員

先ほどの副主査からの御報告の中で、一部免除という御報告だったのですが、それは全部免除を含んで一部免除を検討する可能性があるという趣旨ということで、たしかワーキンググループで議論していたのですが、それでよろしいでしょうか。

### ○野田副主査

そうですね。ここでも三つの意見が併記されていますが、全部免除も視野に入れてあります。最終的な結論はこの小委員会を出すことになると思っております。

### ○浜田委員

私はワーキングのメンバーですが、個人的には全部免除という方向性を考えています。ただ、それは先ほどの御報告にもあったように、一定の質の担保をどこかのところであることが前提です。例えば、この黒丸の一番下に、教職課程に準じて課程認定することの可能性も示唆

されていますが、そういったことを含めて、全体として教育の質を担保していく方向性で考えてはどうかということです。どこが一部に当たるのかというような議論は今回のワーキンググループではそこまで議論を深めていないということもあります。

#### ○大木委員

金田委員や松岡委員がおっしゃることに、私も問題意識を持ちながらこの部分を読みました。「基本的な知識を問う」という箇所を、例えばほかの国家資格の事例に照らして考えると、いわゆる短答式と論述式、客観式と主観式のように回答方法の違いという分類に従って対応するならば、基本的な知識と応用的な知識は比較的分割しやすいと考えます。

このように仮定しますと、三つ示された意見、免除は行わない、一部免除、全部免除の中で、制度としては試験の一部免除が現実的と思うところです。数年来、小委員会で日本語教師の質の向上について調査審議している中で、担い手の拡大も同時に解決すべき重い課題と思っています。もちろん質の向上を図る以上は、一切免除しないで全員に対して同様の試験を課す方法もあると思うのですが、資料4の8頁目、「一部免除を検討してはどうか」とする中で示された二つ目のポツを、私としては重く見えています。何らかの形で文化庁届出受理日本語教師養成研修を終えた修了者は、相当程度の人数がいらっしゃると思いますが、こういった方々の労働市場への参画を促すのは、担い手の増加につながると思いますし、労働人口の減少が続く中で国民経済的に見ても正しいもので、現在の政府部内における様々な政策の方向性にも合致するものです。

一方で、全部免除となりますと、そこまで踏み込んだ対応をしている国家資格は、私が知る限り、図書館司書など極めて限定的です。日本語教育に係る資格の在り方を考慮しますと、試験方法について仮定を置いた上ではありますが、一部免除が妥当と考えます。

#### ○石井主査

いかがでしょう。南田委員、お願いします。

#### ○南田委員

今までの議論では、資格がなくても日本語教師になれるというのが大前提としてありますね。今、資格の議論をしているのは、きちんとした資格、きちんとした専門職を作るということが狙いとしてあるのだと思います。そう考えると、私は試験の免除は行わず、高い資格として日本語教師の専門性を担保するというのも重要なのではないかと思います。

日本語教育の担い手を増やすという意味では一部免除も考えられなくはないと思いますが、そういった方々は、逆に言うと、研修を終えたという形で、公認の資格は持っていないけれども日本語教師はできるということです。それができるのであれば、今回の公認日本語教師の資格は、資格水準を少し高めに担保するために、試験の免除等は行わず、きちんと試験に合格した人が公認日本語教師という高い資格を持てる形にした方が良いのではないかと思います。

#### ○石井主査

ありがとうございます。戸田委員、どうぞ。

#### ○戸田委員

ワーキンググループの一員なのですが、私は一部免除の意見、立場でお話をしたいと思います。この資格を持っていなくても日本語教師はできるというのはそのとおりなのですが、国家資格として制度が動き出した場合、例えば日本語学校で教えたいときなどに資格を要求されるということが今度出てくると考えます。確かに、免除は、公認日本語教師の資格において、免除なしの場

合と比較して、中身が担保されない部分もあるのではないかというような議論が出る可能性はあります。しかし、文化庁届出受理日本語教育機関で学んだ方はそれなりにきちんと学んでいるわけですし、大学の養成課程の内容が担保されないのではないかという場合でも、一定の条件を何か付けるとか、内容を認定するなどして、試験の基礎的な部分は免除することで、公認日本語教師に1人でも多くの方が挑戦してみようという方向になれば良いと思います。

#### ○石井主査

毛受委員、お願いします。

#### ○毛受委員

違う視点で、学生の立場から見ると、例えば大学で日本語を主専攻で勉強された方であれば、基礎的な部分は当然分かっているはずであり、そこは免除になっても余りメリットはないと思います。難しいところが免除になるのであれば大学に行く意味がありますが、易しいところが免除になっても、ほかのところで勉強している人も当然パスするので、メリットは余りないでしょう。

私自身が思うのは、しっかりした大学で主専攻で勉強されている方であれば、一部でなく、試験を受けたのと同じということにしないと、大学で勉強する価値は余りないと思います。大学のレベルもいろいろあると思いますので、当然差があつていいと思いますし、大学で日本語を主専攻で勉強することに価値があると一般の人たちに思ってもらわないと大学で学ぶ価値は一体何なのかということになるでしょう。そこはいろいろな価値があるというのは分かりますが、試験に通るだけであれば、余り価値が見えてこない、そういう視点もあるのではないかと思います。

#### ○野田副主査

その視点は確かにワーキンググループでも出ていました。ある意味、一部免除というのは現実的なのですが、何を免除するかということで、メリットがあるかどうかも含めて難しいので、そうすると、免除しないか、全部免除の方がいいという御意見も多くなるということなのです。その辺がなかなか難しいところだと思います。

#### ○石井主査

確認させていただきたいのが、一部免除というのは、試験のある部分に対してなのか、こういうプロセスで来た人たちは試験自体を受けなくても良いということなのか、どちらでしょうか。

#### ○野田副主査

一部免除の場合は、試験は受けないといけないということです。

#### ○石井主査

部分的にということですね。

#### ○野田副主査

はい。全面免除の場合は大学のこの課程を修了したという証明があれば受けなくていいということですね。

#### ○石井主査

その両方について検討されたということですね。

### ○野田副主査

そういうことです。一部免除であれば、当然試験は受けるということになります。試験のどの部分を受けるかが違うということです。

### ○石井委員

金田委員，どうぞ。

### ○金田委員

まだ全部免除が可能になるのか，一部免除なのか，免除しないのかという結論までは出さないということでもいいのでしょうか。それとも，結論を出した上で国語分科会に提示するということになるのでしょうか。

### ○石井主査

基本的には，小委員会として一つの結論を作りたいということですが。

### ○金田委員

私は，前にもこの場で言っていますが，少なくとも大学で専攻した人は全部免除，試験は受けなくても登録の資格は持ち，登録する資格は得たとしないと，これから先，例えば大学で日本語教師養成の課程を作ろうという大学が生まれるのかどうかを懸念します。逆に，日本語教育専攻があるところも，毎年何人も卒業させているのに，試験に合格できないのであれば，学内の評価として課程の存続を判断されるというのが実際よくあることだと思うので，そうならないことも考えた上で，全部免除ということは主張していきたいと思います。

それが一つです。また，必須の教育内容を試験で確認するということについてですが，この報告書が世の中に出ていった途端に教育内容のところばかりが読まれ，その前に議論した，資質・能力とは何か，知識・技能・態度として養成段階で目指すものは何かに関して，かなり時間を掛けて検討していたにもかかわらず，なかなか目にしてもらえていない状況があります。知識・技能・態度に関しては，この三つを柱にする際にも委員会でいろいろな意見交換があったと記憶していますが，態度の部分は養成段階でしっかり育成すべきとおきながら，試験では恐らく測ることはできないだろうと思っています。試験の方法はこれから考えるのだから，できるかできないかは今検討しない，と言われてしまうと困ってしまうのですが，一回の試験で測ることは恐らく難しいことだと私は思います。ですから，態度にまで目を向けた教師養成課程を行っていくためには，公認日本語教師になろうという人は，誰もが必ず試験を受けないといけないという形にはしない方がいいのではないかと考えるのです。日本語教師の能力の判定について，必須の教育内容の一覧表にばかりに注目が集まっているように思いますので，その手前に書いてあることを念頭に置きながらの意見交換も必要だと思いました。

### ○村田委員

そもそもこういうデータがあるのかどうかお聞きしたいのですが，大学の主専攻ないし副専攻で勉強した人が日本語教育能力検定試験をどれくらい受けていて，どれくらい合格しているのかというデータはあるのでしょうか。そういった数字も恐らくこの議論をする上で参考になるのではないかと思います。

### ○石井主査

恐らく試験を受けた人の中で大学生，大学院生の割合のデータは出ていますが，日本語教員養成課程を持つ大学に所属している学生が何割ぐらい受けているかというデータはないと思います。

○野田副主査

ないと思いますね。

○村田委員

何%ぐらいが実際に合格しているのかということもデータとしてはないわけですね。

○野田副主査

ないですね。

○村田委員

かなり高い合格率で合格しているのであれば、試験は要らないという議論になるとも思うのですが、そうでないとすれば、そこは考えないといけないところではないかと思ったところです。

○浜田委員

現在に至るそもそもの制度設計としまして、大学での養成が中心で、それを補完する形で今の420時間研修と日本語教育能力検定合格があります。もともとの制度の趣旨からいえば、主専攻を卒業していれば試験を受ける必要はないということなのです。

○金田委員

私は、前回もお話ししたと思いますが、大学で専攻する結果において、教員免許の取得と大きな差が出ないことが望ましいと思います。もちろん、国語だとか算数だとか、学校教育の教員の免許取得と日本語教育の専攻はその内容に違いがあります。たとえば、教育実習は日本語教育の実習よりも時間が長いですし、教壇実習ももっとやっています。しかし、それでも、同じように学部で4年間勉強して、一方では国語の免許が取れる、教職の課程が終われば、堂々と教員免許を持って採用試験が受けられるようになる、一方は最終的に試験を受けない限りは公認が取れない、となると、今後大きな問題が大学教育全体の中で起こり得ると思います。それが日本語教育全体の質の向上に本当につながるのかということに非常に懸念があります。

○石井主査

今の御意見について、いかがでしょうか。

○根岸委員

質問ですが、日本語教員養成課程の課程認定を行うのでしょうか。大学では、教員免許の教職課程は文部科学省の課程認定を受けないといけないことになっています。この間課程認定を経験された大学もあると思います。課程認定のためには詳細なデータと詳細なカリキュラムを提出して、そのとおりに授業を行わないといけないことになっています。現在大学はその認定要件に沿っているということで、教員免許は試験なしという制度になっていると思います。日本語教師がもし同様の資格制度となった場合に、課程認定のような仕組みがないまま、それぞれの大学で任意にやっている課程の修了で試験を免除するとなると、教員免許とのバランスが悪くなるのではないかと思います。この点、いかがでしょうか。

○野田副主査

試験を全面免除するときは当然、ほかの教職に当たるような課程認定をしないといけないと思います。このことについては、基本的にワーキンググループのメンバーの意見は一致しています。賛成するか反対するかは別として、課程認定が前提という意見になっています。

### ○根岸委員

状況が違うかもしれませんが、この間の課程認定では、業績や経験なども詳しくチェックされ、かなり専門分野を狭く規定されています。このため、今までお願いしていた先生たちも通らないということもあるようです。例えば私の大学でいうと、海外でフランス語のバイリンガリズムで博士号を取ってきた人でも、フランス語教育法ではないとして課程認定の審査に通らないなどということが起こっています。人材獲得競争が起こっていると思うのですが、日本語教育は同程度の課程認定が行われたときに、専門的な人材が十分担保されているのでしょうか。英語などではコアカリキュラムが出されて、コアカリキュラムに対応できる人をきちんとそろえて提出するように言われ、大学の英語の教職課程においても人がそろわないという事態はいろいろなところで起きています。課程認定をお考えとのこと、その辺りの日本語教育業界の状況はどのような状況なのでしょうか。

### ○野田副主査

どのような状況かと言われましても、大学もそれぞれなので、なかなか難しいのですが。

### ○根岸委員

英語は、きちんと課程認定をしようということで、指導する人たちは全員きちんと専門性を持った人材にしてくださいと言われたところです。今までのような考え方では、人材と授業が成立しなくなってしまったということが、実際に英語の教職課程でもありましたので、大学の先生方はそこまで考えて課程認定と提案しておられるのかと思ひまして質問させていただきました。

### ○石井主査

英語と状況が少し違うこととして一つ申し上げると、英語の教師は、いわゆる学校の正規の教員ということが基本的だと思うのですが、今の学校教育制度の中で、科目としての日本語、日本語教育自体がまだあまりありません。そのために大学で日本語教員養成課程を担当している人間も必ずしも日本語教育の専門ではなく、日本語学的な領域が主である方たちが日本語教育科目に配置されていることも現状としてはあります。小・中・高等学校に日本語科目の教員がいるというわけではないというところが、英語とは違うところだろうと思います。

### ○根岸委員

課程認定を前提とすることについては、単なる杞憂だといいなと思った次第です。

### ○石井主査

もう一つ、日本語教師と学校教育の教員との違いとして考えるべきことは、例えば英語の先生たちは中学、高校と、ご自身が英語の授業というものを、学校という組織の中で経験しているわけですが、日本語教師になろうとして大学の課程に入ってきた人たちの多くは、当たり前ですが日本語の授業というものを経験していません。日本語教育とはどういうもので、どんなバリエーションがあるかということ、大学に来て初めて学ぶことになるわけです。

### ○根岸委員

もう一つ気になっていたのですが、国籍と母語を問わないということと思うので、その場合の日本語力の要件は、この中に入るのか、また別立てなのかというのはどのようにお考えでしょうか。

○野田副主査

別立てというわけではなくて、試験の場合は、日本語で行われますので、読み書き能力は当然そこで測れるでしょう。それから、教育実習がありますので、聞いたり話したりという能力はそこで担保されるだろうということです。例えば全面免除であれば、その教育課程で単位を受けるためには、日本語能力が高くないと無理だと思いますので、そこで担保されるものと考えています。

○石井主査

様々御意見を伺いましたが、ワーキンググループから出された三つの意見が並行しておりますところ、現時点で一つに決めるというのは難しいように思います。広く意見を聞いた上で、検討することも含めて、継続審議ということによろしいですか。

○松岡委員

先ほど業務独占、名称独占の話が出ていたと思うのですが、業務独占の場合はどういう厳しさがあって、名称独占だとどうなのか、違いが混同されて教員という形で議論が起こっていると思います。資格の重さ、厳しさという観点も含めて、少し他業種、他資格と照合しながら、方向づけできるようにしていただけないでしょうか。お願いします。

○石井主査

はい、分かりました。

○津田日本語教育専門官

本日ここまでの議論で、三つの御意見を検討いただきましたが、この場でまとめるというのは難しいという状況だと思いますので、この検討事項に関しましては、文化審議会国語分科会には検討状況報告として三つの案を併記して上げさせていただくという方向でいかがでしょうか。

○石井主査

よろしゅうございますか。

○神吉委員

確認です。この3案のうち、結論を出すのはこの日本語教育小委員会ということですね。それを国語分科会に改めて報告し、そこで最終的に承認をもらうというのが話の流れだと思っておりますが、正しいですか。

○高橋国語課長

はい。その上で、事務局からの御提案なのですが、現段階では三つの意見について、ワーキンググループでも小委員会でも一つの方向に必ずしもまとまらない状況だと思いますので、11月8日の国語分科会には、検討状況として三つの論をお示しした上で、年度末のとりまとめに向けて、本小委員会で継続審議をいただくというのはいかがでしょうか。あくまで御提案でございます。

○石井主査

パブリックコメントは、その分科会の後ということになりますね。

○高橋国語課長

はい、分科会での審議状況によりますが、例えば三論併記したままパブリックコメントにかけ

てみるということもあるかもしれません。あるいは、小委員会の意見がまとまらないため、パブリックコメントに掛けないという判断もあるかもしれません。それは判断だと思います。

#### ○石井主査

分かりました。試験の免除に関しては、事務局から御提案ございましたが、保留とし、継続審議という形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次の事項に移ります。9番の更新講習については、今回大きな方向性を検討し提言をまとめることになっています。更新講習の実施等の仕組みの導入の可能性と更新講習の要件、それから教育内容、講習実施機関及び実施体制ということについて御意見等いただければと思います。

#### ○大木委員

9ポツの(1)の小さい方のポツの二つ目と三つ目についてお尋ねします。この議論自体は前期から引き続いて行っていると承知しています。「10年間の有効期限を経過する前に」、の「前に」とは直前のことを指しているのか、あるいは10年間を通してのことを言っているのでしょうか。私自身は長めにとって、資格を得ている間は継続教育に努めるべきだと考えております。資格更新のためだけに継続教育を受けるのは実効的ではなく、これだけ日本語教育を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、不断の見直し、不断の努力が問われる内容だと思います。登録機関がどういう体制で始まるか、運営されるかに懸かっていると思いますが、有資格者が求めれば常に学べる体制があり、研鑽に努めることができる環境が整うことを希望します。

余談ですが、日本で難関資格とされる公認会計士、不動産鑑定士等々の資格も、継続教育の仕組みは制度に内包されていますし、公認日本語教師もクオリティーを求める以上、参考にすべき先行事例と思います。

#### ○石井主査

ありがとうございます。野田委員、どうぞ。

#### ○野田副主査

更新講習の時期は、直前という意味ではありません。とは言え、資格取得の1年後に講習を受けても更新講習に当たるとはしないと思いますので、目安としては、教員免許を参考として更新時期の2年程度を更新講習開始の目安として考えております。

#### ○石井主査

浜田委員、どうぞ。

#### ○浜田委員

恐らく大木委員の御提案については、10の項目の現職者研修を充実させていくという提案とも関連すると思います。更新講習はあくまでも最低限のところを縛りかけるということで、むしろ資格取得後の研修の充実の部分に、御提案のことを書いていただければと思いました。

#### ○石井主査

そうですね。ほかにこのことについて御意見ございますか。

更新講習は基本的に10年という単位で少し余裕を持った範囲の中で更新の講習を受けられるようにするという考え方ですが、それでおおむね御意見なければ、そのような形でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

次に、10番、現職の日本語教師等に対する研修の推進・拡充です。更新講習とも近い内容に

なりますが、御意見ございますか。

学習者の層を一つ取り上げても、10年前を考えると、非常に大きく変化しております。例えば数年前にネパールやベトナムなど、非漢字圏の国籍の学習者が増加し、先生方も大変御苦労なされたということを伺ったり見たりしています。そういう時代や政策の変化を考えると、10年の更新講習はもちろん、現職者に対する研修を充実させていくということ自体が日本語教育の質の向上に必要だということは御理解いただけると思います。いかがですか。

#### ○毛受委員

よろしいですか。地域日本語教育コーディネーターという言葉が出てまいります。これについては別に資格はないようです。重要な役割があると思いますが、この要件あるいは専門性について明確な議論なりイメージなり要件を考えていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。

#### ○野田副主査

資格の議論は、今の段階では養成修了段階に限って検討しています。今後、地域日本語教育コーディネーターなどの、キャリアパスの上の資格も検討する必要があるのではないかという意見は出ていますが、今の段階では養成段階をまず検討しております。コーディネーターや主任は今後別途検討が必要になってくるだろうとは思っています。

#### ○毛受委員

文化庁では、地域日本語教育の推進において、コーディネーターに重要な位置付けをされていらっしゃると思うので、具体的にこの人たちをどんなバックグラウンドのある人たちとするのか、例えば日本語教師が担うということを想定されているのか、全然違うバックグラウンドの人がこの仕事をされるのか、もう少し具体的な議論があると良いと思います。

資格も良いですが、具体的にどういう活躍を想定されているのかを示されると良いと思います。

#### ○石井主査

浜田委員、どうぞ。

#### ○浜田委員

ここに書かれている地域日本語教育コーディネーターというのは、この平成31年の報告書の中に示されている日本語教育コーディネーターのうちの地域日本語教育コーディネーターのことだと思います。例えば32ページに地域日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力が整理されております。

#### ○毛受委員

これですね。はい。

#### ○増田日本語教育専門職

事務局から失礼いたします。地域日本語教育コーディネーターについては、平成28年から本小委員会で御議論いただきまして、日本語教師の専門性を持たれた方で、かつ地方公共団体と地域の日本語教室との連携・協力、コーディネートを務める方として定義いただいております。資質・能力と研修のための教育内容についてもお示しいただいており、この研修を文化庁が行っているところです。今後更に多くの方に研修を受けていただき、より活躍しやすいよう環境整備も

行っていきたいと考えているところです。

○毛受委員

例えば、地域日本語教育コーディネーターを何人ぐらい育成するという目標を持っていらっしゃるわけですか。

○増田日本語教育専門職

はい。現在は約300名でしょうか。

○北村日本語教育専門職

平成30年度までで270名ほどを研修しております。基本的には現職者対象の研修となりますので、養成段階を経て現場で経験を積まれた方が、地域で活躍されるときにコーディネーターとしての立場でどのように動いたらいいかということを学んでいただくという研修になっております。

○毛受委員

ありがとうございます。

○増田日本語教育専門職

各自治体に最低一人ずつ日本語教育のコーディネーターを配置したいと考えておりますが、なかなか地方公共団体からの研修の要請が来ない状況です。

○石井主査

結城委員，どうぞ。

○結城委員

現実的には、今、地域日本語教育コーディネーターになっていらっしゃる方々は日本語教育の専門家でない人たちもかなりいらっしゃるのですが、そのあたりはこの制度によって、今後研修を受けないといけなような縛りが出てくる可能性があるということですか。

○野田副主査

それは直接的には今回の資格の議論によって変わるということはないと考えています。

○結城委員

はい。ありがとうございます。

○村田委員

更新講習に話が戻ってしまいますが、石井主査がおっしゃったとおり、社会の変化ということもありますので、一定期間ごとに講習を受けるということは重要なことだと思います。それだけに、誰がその講習を組み立てるのか、社会の動きをきちんと捉えて、最新の情報をインプットした講習を組み立てる側の要件が大事になってくると思いますので、考えないといけないポイントとして提案させていただきたいと思います。

○石井主査

そうですね。恐らくそういう研修があることで、各地域で特色が違う日本語教師同士が、地域

間、業種間の情報のやりとりができ、集まってきた日本語教師たちが、用意されたプログラムだけではなく、研修受講者間で学びあい、情報を得られるようになればと思います。

戸田委員，どうぞ。

#### ○戸田委員

研修の四つ目の日本語学習支援者に対する研修機会の拡充は大変重要だと思っています。ここに文言を加えていただきたいのは、日本語教育人材の裾野を広げていく観点だけではなく、地域で支援していらっしゃる方々からよく聞かれるのは、多様な学習者にどう対応するかということです。多様な学習者に応えられるというような意味の文言を加えていただける良いと思っています。

#### ○石井主査

ありがとうございます。松岡委員。

#### ○松岡委員

確認ですが、更新講習を受け、かつ、この10番の現職者研修も受けると二重に研修を受けないといけないことになります。

#### ○野田副主査

更新講習は受けなければならないですね。

#### ○松岡委員

逆です。コーディネーター研修や初任・中堅研修を受けた人も、更新講習は受けなければならないということですね。

#### ○野田副主査

今はそういう形で考えています。ただ、ワーキングでもそこまでの議論はしていないのですが、将来的にこの研修を受ければ更新講習は免除というようなことが出てくる可能性はあるかもしれません。更新講習の実施自体がかなり先ということもあって、細かいところまで議論はできていません。恐らく、今後更新講習のための検討委員会などができて詳しく検討することになるだろうと思います。

#### ○松岡委員

希望としては、どちらかでいいということにさせていただけると良いと思います。

#### ○野田副主査

更新講習に換えることができる可能性はあると思いますが、9番の更新講習と10番の一般的な研修は性格が違いますので、どちらかということになるかどうか。

#### ○松岡委員

10番はレベルが上の研修だと思うので、その方がまた更新講習も受けるのかと違和感があったのです。

#### ○石井主査

神吉委員，どうぞ。

### ○神吉委員

ワーキンググループの議論では、更新講習は養成段階の基礎的な内容に関するアップデートの部分を作り直すということで、現職者の職位に特化した現職者向けの研修とは基本的には別のものであって内容は重ならないのだから両方受けるものだという議論になったと理解していますが、いかがでしょうか。

### ○野田副主査

基本的にはそうですね。

### ○石井主査

10番について、色々ご意見をいただいたところですが、以上でよろしゅうございますか。次が最後の項目です。11番目の日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当かについてですが、ワーキンググループからは、公的な資格ということ、名称独占の国家資格が適当という具体的な提案がありました。これについて御意見いただきたいと思います。

### ○大木委員

業務独占資格か名称独占資格かというのは、要すれば、その資格がなければ、その業務に従事できないことを規定するものだと思います。言い換えれば、名称独占資格として法令の枠組みが出来たとしますと、資格があってもなくても変わらないという捉え方をされる恐れもあると思います。

基本的な考え方として、前期の小委員会で整理した内容では、まず日本語教師の資質・能力を証明するために資格を整備するのであって、有資格者とは資質・能力を具備している者とされました。それは不断の見直しが必要なものかもしれませんが、正に今この時点においてはそれが立証されているということだと理解しています。

一方で、日本語教師が資格を取得するだけでは十分ではなく、日本語教育機関としても質が担保されていることが望ましいと考えています。例えば、日本語教育機関に日本語教師が5名在籍していたら、そのうち1名は有資格者でなければならないなど、いわゆる必置規制をもって日本語教育機関全体の質の向上を担保する。業務独占資格ではなく名称独占資格であっても、知識・技能・態度を備えた日本語教師が配置された機関であれば、小委員会が当初より目指す日本語教育の質が担保されているとみなされることが望ましいと思っております。そういった有資格者の配置に関する御議論があったかどうか、教えていただけますか。

### ○野田副主査

法務省告示校では教員要件が定められていますが、その他の機関には法的な縛りはありませんので、例えば日本語教師資格を求めるかどうかは、それぞれの機関で決めるというようなイメージで考えています。審議会として、この機関で教えるためには日本語教師の資格がどうであるというのを決める立場ではありませんが、日本語教育の質を求める機関であるならば、当然そうなるだろうということです。日本語教育にはいろいろな現場がありますから、個人のプライベートレッスンをしたり、ほぼボランティアとして教えたりするのに資格が要するというようなことは現実的ではありません。そういう意味で業務独占にはしないということです。

### ○石井主査

恐らく、告示校などは、公認日本語教師が何人いるということをもっと積極的に出していくということは想像されます。これに関してはほかにもいかがでしょうか。南田委員。

## ○南田委員

恐らく2ポツ目は、外国人労働者の方という背景で書かれている文章で、三つ目が留学生だと  
思うのですが、外国人労働者の方の日本語を学んでいただくニーズが高まっているという話もも  
う少し入れた方が良いと思います。2ポツ目に入っているといえば入っているようにも読めます  
が、意見いたします。

三つ目が留学生施策ということで割と端的に書かれているので、もしかしたら外国人の方の増  
加も言葉として入れて良いのではないかと思います。

## ○野田副主査

ええ。それを排除はしておりません。うまく伝わっていないかもしれませんが。

## ○南田委員

いえいえ。分かりました。

## ○石井主査

ここは文言を提出するときに少し工夫するというところで、ほかに御意見、あるいは御質問でも  
結構ですが、いかがでしょうか。特段ないようでしたら、この11に関しても御提案のとおりと  
いうことでよろしいですか。ありがとうございます。

皆様の御協力のおかげで、本日の議事ですが、時間内に収まりそうです。議事のその他として  
令和2年度文化庁概算要求資料の説明があるとのこと。事務局にお願いしたいと思います。

## ○津田日本語教育専門官

資料4の「生活者としての外国人に対する日本語教育の推進」という資料です。文化庁の国語  
課の来年度、令和2年度の概算要求の概要をまとめたものです。

現状としましては、昨年、平成30年12月に関係省庁の関係閣僚会議で決定しました、外国  
人材の受入れ・共生のための総合的対応策が取りまとめられました。この中に日本語教師の資格  
や日本語教育の標準も盛り込まれておりますが、こちらを着実に実施していく必要があるとい  
うこと、そして、6月28日に公布・施行されました日本語教育推進法を踏まえて、日本語教育の  
施策は新たなフェーズに移行し、重要な局面を迎えていると思っております。このため、文化庁  
国語課では大きく2本の施策を今後も実施していきたいと考えます。

(1)が日本語教育の全国展開・学習機会の確保ですが、①は今年度から始まりました、都道  
府県・政令指定都市が日本語教育環境を強化するための総合的な体制作りを推進する補助事業を  
開始しておりますけど、こちらは来年度も予算を確保して実施していきたいと考えております。  
②として、日本語教室の空白地域の解消推進ですが、日本語教室のない地域に対して教室を立ち  
上げるためにアドバイザーの派遣なりを支援しておりますけど、日本語教室がない地域に住ん  
でいる外国人の方にも日本語教育の学習機会を提供する一つとして、インターネットを活用した日  
本語学習教材（ICT教材）を今年度から開発しております。来年度も予算を確保して開発して、  
それを提供していきたいと思っております。

(2)日本語教育の質の向上ですが、こちらは2枚目を御覧いただければと思います。31年  
の3月にまとめていただいた報告書「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で、日  
本語教師の資質・能力、教育内容、モデルカリキュラムを提言いただきましたので、現在、その教  
育内容に基づいて実際に現場で使っていけるカリキュラムを委託により開発しているところ  
です。その開発したカリキュラムを使って、③番ですが、来年度、新規で活用するための事業を  
実施したいと考えております。日本語教育人材の確保が喫緊の課題である7分野について、  
開発したカリキュラムを使って、6ブロックで実際に研修を実施していく事業を予算要求  
しております。ま

た、下の④ですが、日本語教師の養成に求められる必須の教育内容も31年の報告に示していただきましたけど、その中で、大学間で単位認定が可能な放送・通信による授業を開発していきたいと思います。なかなか大学で50の教育内容について実施することが困難というような要望も聞いておりますので、放送・通信の授業を開発して提供していきたいと考えております。それと、右側⑤番ですが、この小委員会では日本語教師の資格の骨格をまとめていただくための議論をしていただいていますので、詳細について、例えば教育実習や更新講習については別途会議体を設けて詳細を検討していきたいと思いますので、その調査研究費を要求しているところです。

1枚目に戻っていただいて、黄色のところの右下の③の調査研究ですが、日本語教育の標準、今、ワーキングで検討いただいているところですが、令和元年度末までに取りまとめを予定しておりますので、その先を見越して、日本語教育の標準の第1次報告と既存の今現在行われている日本語能力に関する試験との関連付けをするための調査研究を行っていききたいと思います。また、第1次報告で日本語教育の標準を示していただいたものを実際に現場で活用できるかということを検討するための検証のための調査研究もこの中で要求させていただいております。今年度は国語課の予算は8億ですが、来年度要求は9億6,000万を要求しております。予算確保につなげられるように尽力して、施策をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それと、この資料とは別なのですが、皆様に参考にお知らせさせていただきます。先週、9月13日に、日本語教育推進法の中で盛り込まれております日本語教育推進会議が設置されました。これは関係行政機関が相互の調整を行うために設置しているものですが、第1回、先週の金曜日開催されました。その会議の中で、推進法の中で求められております国の基本方針を定めるための議論を今後1年ぐらい掛けて議論していきたいと思っております。

以上、参考情報を含めて説明させていただきました。

## ○石井主査

今の御説明について何か御質問等ありますか。

本日、これで用意された議事が終了いたしました。日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの皆様には、大変難しい検討を続けてくださって、報告案を作成していただいたことに小委員会を代表して心より感謝申し上げます。お疲れさまでございました。協力者の小林委員、辻委員にも感謝申し上げます。これから意見募集を行い、広く関係者をはじめ国民の声を集めるため、パブリックコメントを予定しておりますが、それを受けて小委員会で引き続き検討を行うこととなります。

本日、いろいろな御意見を頂きました。御欠席の委員もいらっしゃいましたが、委員の皆様におかれましては、いろいろな御意見をお寄せいただきましたが、お気付きのことがありましたら、本日から1週間をめどに再度事務局まで御意見をお寄せいただきたいと思います。それらを踏まえまして、主査と事務局で細かな点の調整を行いたいと思います。

なお、最終的な国語分科会への報告案は、主査に御一任いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

最後に事務局より連絡等ございましたら、お願いいたします。

## ○津田日本語教育専門官

今後の予定について申し上げます。11月8日金曜日10時から文化審議会の国語分科会を開催します。また、次回の小委員会は、12月23日月曜日15時より開催を予定しております。皆様、御出席いただけますようお願いいたします。なお、開催通知については、また書面で御案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石井主査

以上で第96回の日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。